

奈良県告示第二百六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成三十年十一月十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 施行者の名称

奈良市

二 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）下水道事業奈良市単独公共下水道

三 事業施行期間

変更後の事業施行期間 昭和五十九年三月六日から平成三十七年三月三十一日まで

四 事業地

変更後の事業地

(一) 収用の部分

昭和五十九年三月奈良県告示第七七十三号、昭和六十三年十月奈良県告示第四百十八号、平成二年三月奈良県告示第六百六十五号、平成三年九月奈良県告示第三百二十号、平成七年四月奈良県告示第十二号、平成七年十二月奈良県告示第四百二十号、平成八年四月奈良県告示第四十六号、平成十二年五月奈良県告示第六十二号、平成十四年三月奈良県告示第五百七十四号、平成十四年三月奈良県告示第六百三十四号、平成二十年二月奈良県告示第三百六十四号及び平成二十六年三月奈良県告示第四百三十六号の事業地のうち、奈良市佐保台三丁目地内において事業地を追加する。

(二) 使用の部分

昭和五十九年三月奈良県告示第七七十三号、昭和六十三年十月奈良県告示第四百十八号、平成二年三月奈良県告示第六百六十五号、平成三年九月奈良県告示第三百二十号、平成七年四月奈良県告示第十二号、平成七年十二月奈良県告示第四百二十号、平成八年四月奈良県告示第四十六号、平成十二年五月奈良県告示第六十二号、平成十四年三月奈良県告示第五百七十四号、平成十四年三月奈良県告示第六百三十四号、平成二十年二月奈良県告示第三百六十四号及び平成二十六年三月奈良県告示第四百三十六号の事業地のうち、奈良市佐保台三丁目地内において事業地を削除す

